

令和2年度 公害防止管理者研修会

環境関連法令の改正動向と 留意点(水質・土壌関係)

令和2年2月9日

静岡県くらし・環境部 環境局

生活環境課 大気水質班



本日の説明事項

- I 水環境関係法令の改正の経緯
- II 水質汚濁防止法の概要等
- III 水質汚濁防止法の改正
- IV 土壌汚染対策法の概要
- V 環境保全行政の体制

I 水環境関係法令の改正の経緯

◆水質汚濁防止法制定(昭和45年)後の改正等

昭和47年:水濁法改正(無過失損害賠償責任制度)

昭和53年:水濁法改正(総量規制制度)

平成元年:水濁法改正(地下水汚染対策、事故時の措置)

平成2年:水濁法改正(生活排水対策)

平成5年:環境基本法

平成11年:ダイオキシン類対策特別措置法

平成15年:土壌汚染対策法施行

平成18年:水生生物の保全に係る環境基準の類型指定

平成22年:水濁法改正(測定記録・保存、事故措置他)

:土対法一部改正(一定規模以上の土地形変届出等)

平成23年:水濁法改正(地下水汚染の未然防止)

平成30年:土壌汚染対策法改正

II 水質汚濁防止法の概要等

1 水質汚濁防止法の概要

2 立入検査の状況

3 水質の常時監視(公共用水域・地下水)

4 水質汚濁事故

II-1 水濁法の概要(目的)

[法第1条]

この法律は、

- ① **工場及び事業場**から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、
- ② **生活排水対策**の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに
- ③ 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること

を目的とする。



II-1 水濁法の概要(定義)

<公共用水域>

河川、湖沼、港湾、沿岸海域 その他公共の用に供される水域 及びこれらの水域に接続する公共溝渠、かんがい用水路等に接続する水路 (公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除く。)

<特定施設>

次の① 又は ② の汚水又は廃液を排出する施設で、 **政令で定めるもの**。

- ①健康被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(有害物質)を含む
- ②政令で定める項目に関し生活環境を阻害するおそれがある程度のもの

<特定事業場>

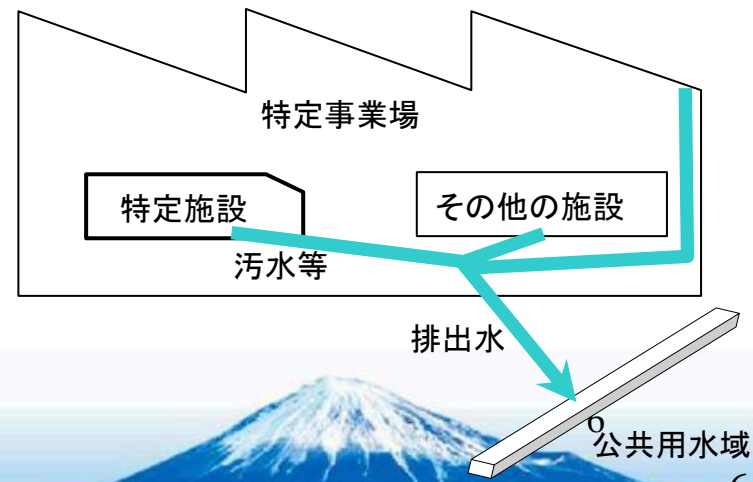
特定施設を設置する工場又は事業場

<汚水等>

特定施設から排出される汚水又は廃液

<排出水>

特定事業場から公共用水域に排出される水



II-1 水濁法の概要(法体系)

環境基本法

環境基準(公共用水域)
(健康項目・生活環境項目)

類型あてはめ
(生活環境項目)

環境基準(地下水)
(健康項目)

水質汚濁防止法

排水基準 一律基準(国)(健康項目・生活環境項目)
上乗せ排水基準(都道府県)(第3条3項)

地下浸透基準

指定物質

【常時監視】

公共用水域

地下水

都道府県による測定計画

国・地方自治体による常時監視

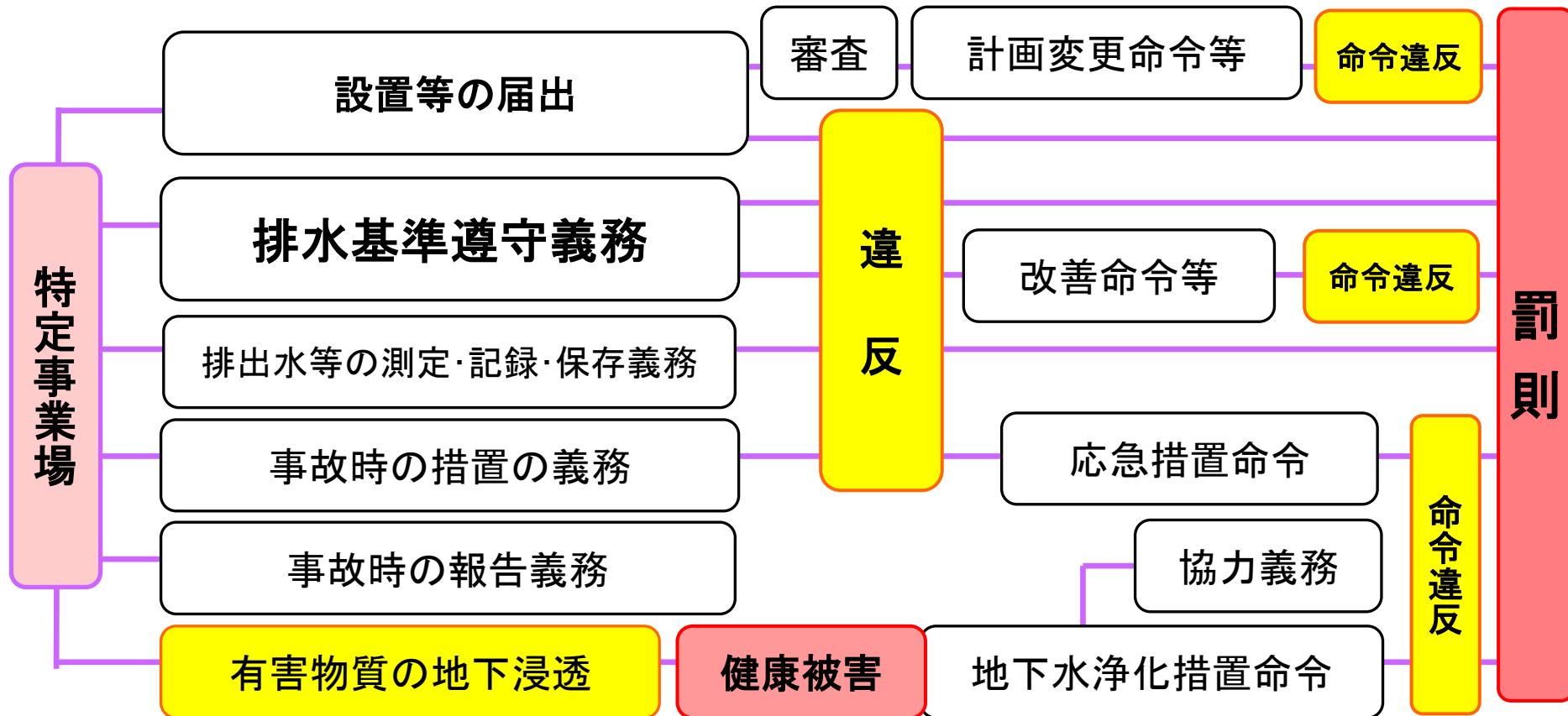
結果の公表

【報告徴収及び立入検査】

都道府県知事は、特定施設や有害物質貯蔵指定施設の状況や、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

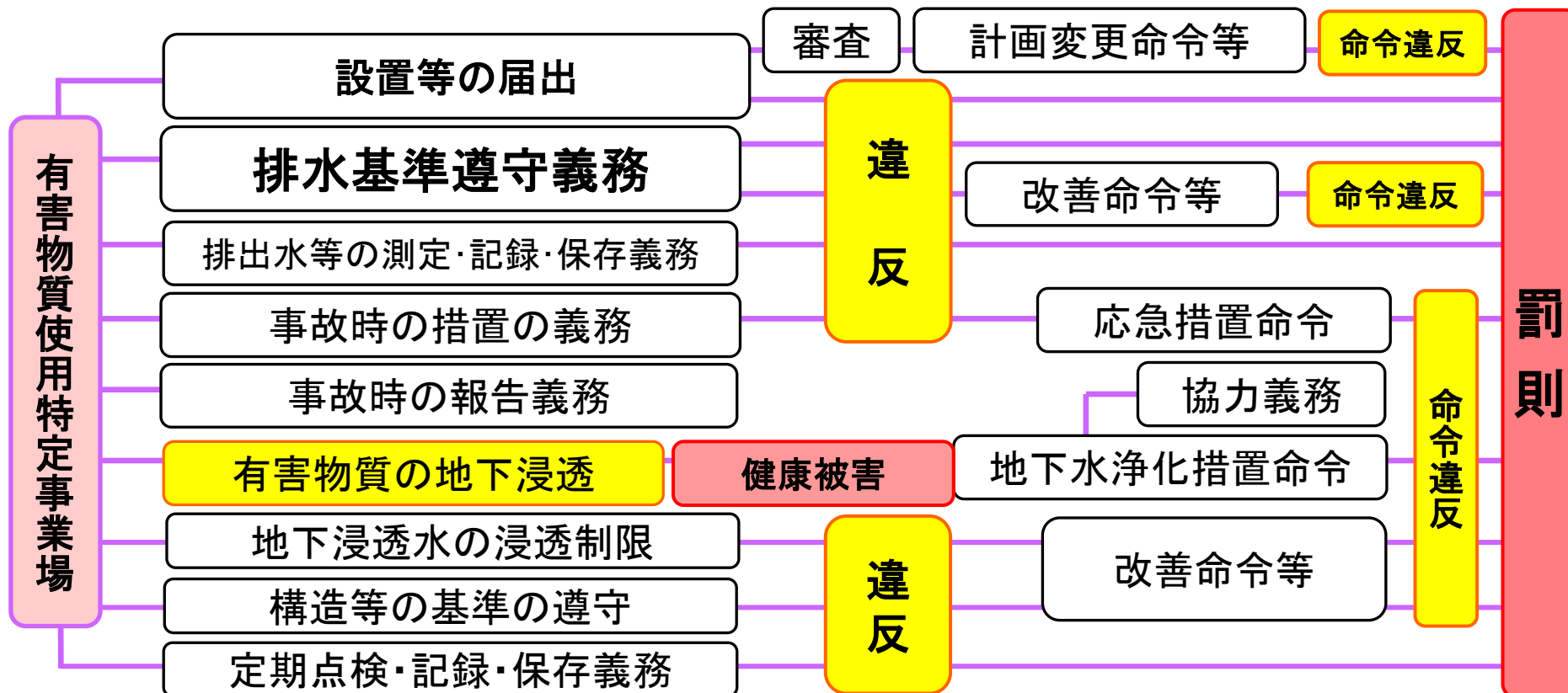
II-1 水濁法の概要(法体系)

【特定事業場への規制】(有害物質使用特定事業場を除く)



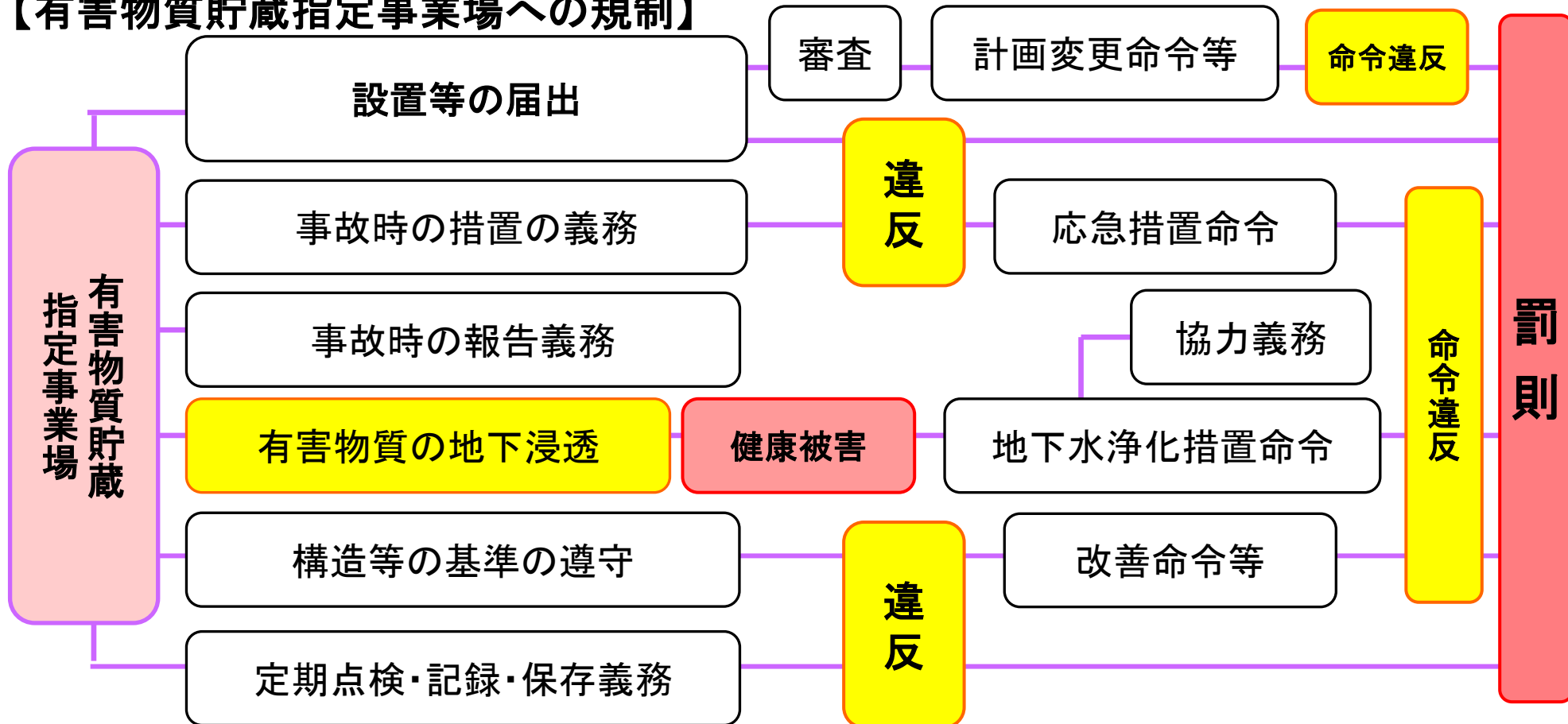
II-1 水濁法の概要(法体系)

【有害物質使用特定事業場への規制】



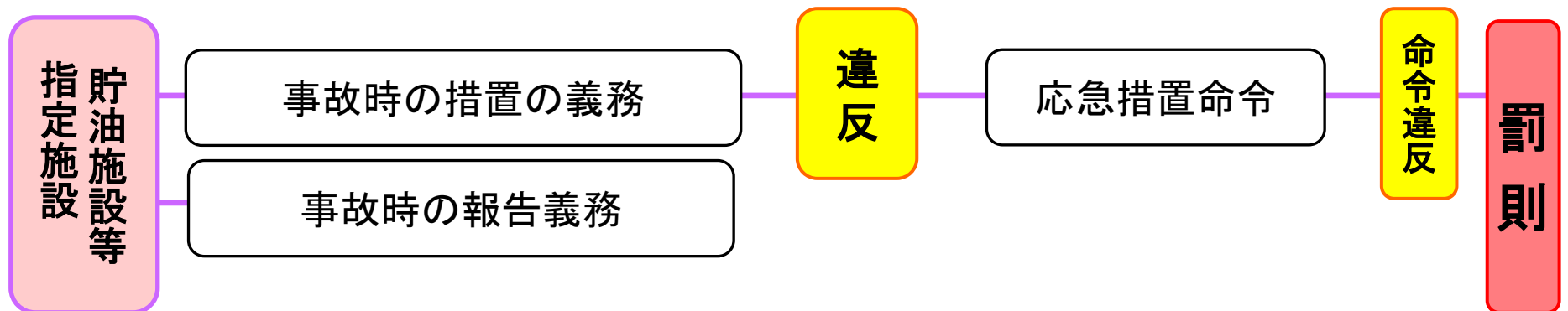
II-1 水濁法の概要(法体系)

【有害物質貯蔵指定事業場への規制】



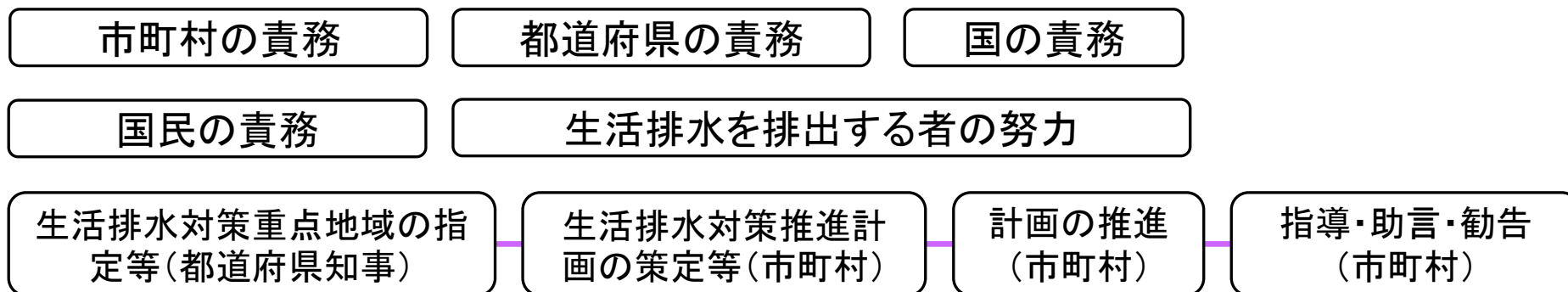
II-1 水濁法の概要（法体系）

【有害物質貯蔵指定施設以外の指定施設、貯油施設等への規制】

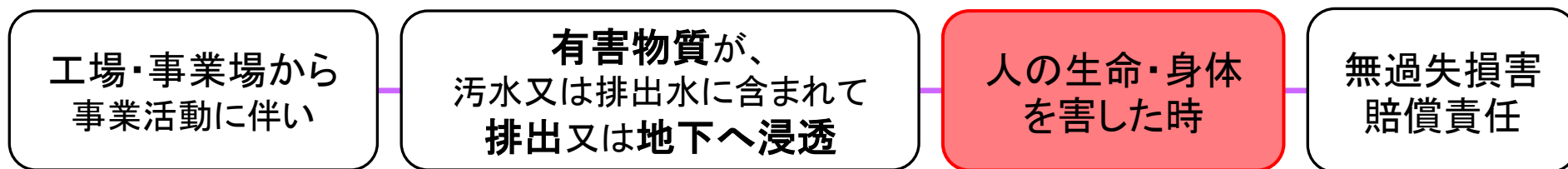


II-1 水濁法の概要(法体系)

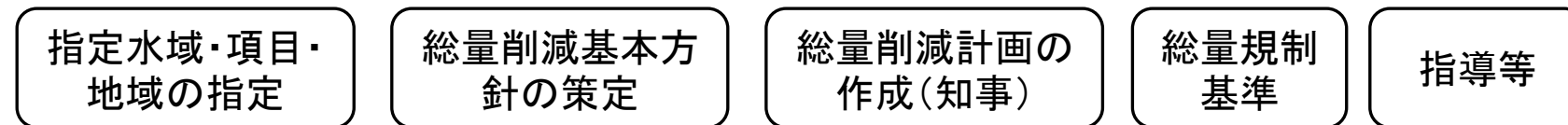
【生活排水対策】



【損害賠償】



【総量規制制度】(静岡県では指定地域なし)



II-1 水濁法の概要(排水基準)

<省令で定める排水基準(一律排水基準)>

有害物質に関する排水基準

- ・ 全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し**一律の基準**
- ・ 排出水の量を問わず適用される

(暫定排水基準が、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1・4-ジオキサン、カドミウム及びその化合物において、一部業種に設定されている)

生活環境項目に関する排水基準

- ・ 全公共用水域を対象とし、全ての特定事業場に対し**一律の基準**
- ・ 1日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上の場合に適用される
- ・ 窒素含有量と燐含有量の基準は、環境大臣が定める海域・湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に適用される

(暫定排水基準が、亜鉛、窒素・燐(海域)について、一部業種に設定されている)

<都道府県条例で定める排水基準(上乘せ排水基準)> [法第3条第3項]

- ・ **水域を指定し**、より厳しい排水基準を都道府県条例で定めることができる
- ・ 1日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 未満の排出水に対する基準等も設定できる(裾下げ規制)
- ・ 一律排水規制にない項目についても排水規制を設定できる(横出し規制)

II-1 水濁法の概要（排水基準（健康項目））

＜有害物質に関する一律排水基準＞

有害物質の種類	許容限
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L

有害物質の種類	許容限
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L

(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

◎ 暫定排水基準設定・見直し

排水基準見直しへの対応が著しく困難な場合などに、**経過措置**として、一定期間に限って適用する暫定排水基準が設定される。

◎ ほう素等の暫定排水基準の見直し

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水規準は令和元年6月に見直しされ、業種及び対象物質ごとに、暫定排水基準の廃止、適応期間の延長及び暫定排水基準の変更がされた。(詳細は別紙参照)

適応期間： 令和4年6月30日まで延期された。

◎ カドミウムの暫定排水基準の見直し

カドミウムの暫定排水基準について、令和元年11月に見直しされ、2年間適用延長となった。

金属鉱業

暫定排水基準：0.08mg/L 適用期間：令和3年11月30日まで)

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

業種	制限等	現行 (H28.7.1～R1.6.30) → 見直し案 (R1.7.1～R4.6.30)			
		ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)	
		一般排水基準 10 (海域は230)	一般排水基準 8 (海域は18)	一般排水基準 100	
温泉	旅館業		50 → 50		
	自然湧出以外	500 → 500	30 → 30		
	昭和49年以降湧出で 50m ³ /日以上		15 → 15		
畜産	畜産農業			600 → 500	
工業	うわ菜製造業	うわ菜互の製造の用に 供するもの	140 → 一般		
		ほうろううわ菜製造業	40 → 一般	12 → 一般	
	ほうろう鉄器製造業		40 → 40	12 → 12	
	金属結業		100 → 100		
	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満	30 → 30	40 → 40	
		日排水量50m ³ 以上		15 → 15	
	貴金属製造・再生業		40 → 一般		2,900 → 2,800
	酸化コバルト製造業				160 → 120
	ジルコニウム化合物製造業				700 → 600
	モリブデン化合物製造業				1,500 → 1,400
	バナジウム化合物製造業				1,650 → 1,650
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れている もので一定のもの	50 → 50		
		モリブデン、ジルコニウム 化合物製造業排水を受け 入れているもの			130 → 130

暫定排水基準を変更せず延長
 暫定排水基準を改定して延長
 空欄は一般排水基準適用



II-1 水濁法の概要（排水基準（生活環境項目））

＜生活環境項目に関する一律排水基準＞

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質(SS)	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考 1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

2 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

II-1 水濁法の概要(第3条第3項)

上乘せ排水基準(昭和47年 条例第27号)

◆水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき都道府県が条例で規定する排水基準

⇒一律排水基準では水質の汚濁の防止上、十分でないと思われる水域がある場合に設定する。

⇒47都道府県全てで上乘せ排水基準を設定している。

⇒静岡県では伊豆水域から浜名湖水域までのほぼ全ての水域において、業種・排出水量毎、必要な項目を設定している。
(BOD、COD、SS、亜鉛、銅、クロム等)



II-2 立入検査等の状況(政令市含む県計) 特定施設の届出状況(平成31年3月31日現在)

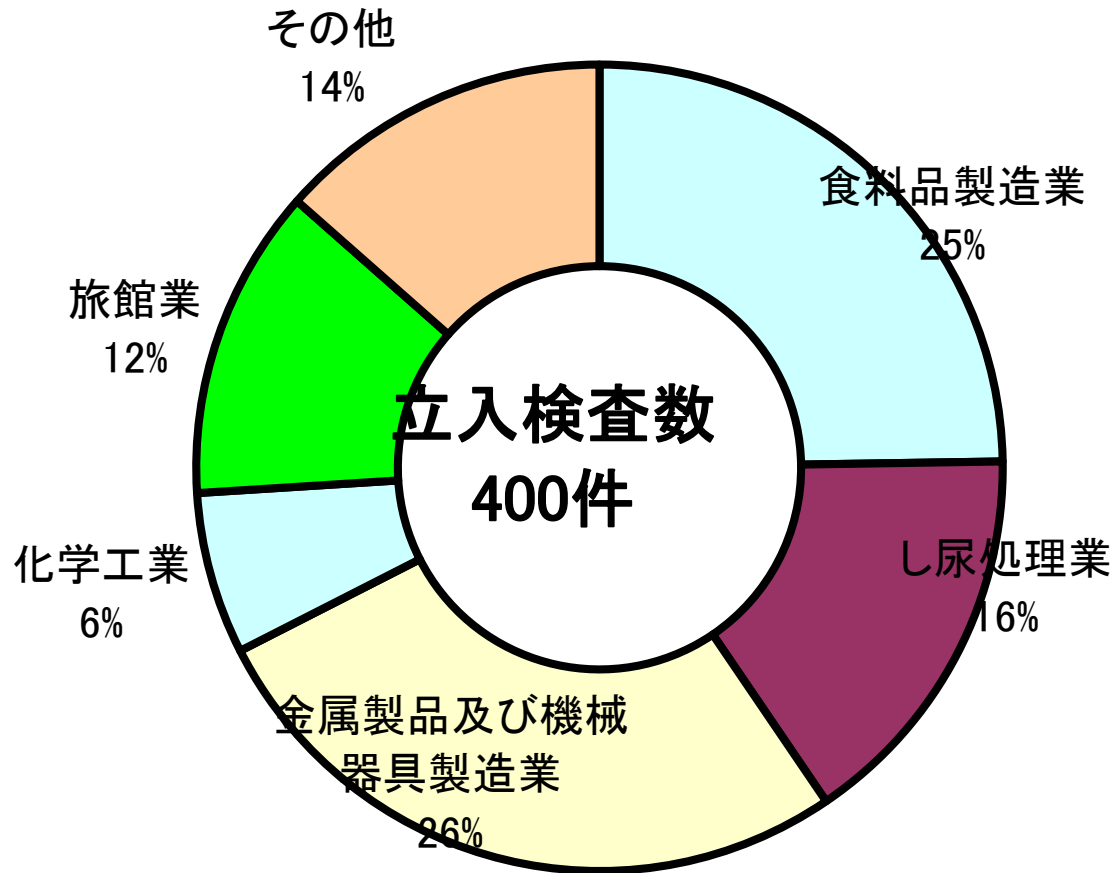
	全特定事業場	全特定事業場のうち 日量50m ³ 以上	全特定事業場のうち 有害物質使用	有害物質貯蔵指定施設	条例届出 件数
静岡県	11, 209	1, 469 (13. 1%)	663 (6. 2%)	176	118
全 国	258, 523	28, 182 (10. 9%)	17, 721 (6. 8%)	3, 837	—

立入検査数：政令市含む県計、()内県分

年度	立入検査数		違反数
		うち採水検査実施	
H22	994(589)	813(488)	61(34)
H23	1,002(594)	848(493)	76(30)
H24	1,054(594)	872(491)	80(29)
H25	1,098(624)	814(472)	38(20)
H26	1,048(616)	828(500)	35(20)
H27	961(524)	758(442)	46(14)
H28	1,018(599)	773(484)	39(21)
H29	843(391)	607(284)	27(12)
H30	841(413)	607(278)	30(17)
R1	807(400)	528(279)	21(6)



立入検査数と違反件数(R1、県実施分)



違反件数

業種	件数
食料品製造業	5
し尿処理施設	1
合計	6

Ⅱ-3 水質の常時監視(公共用水域)

- ◆ **常時監視**: 水濁法第15条第1項
令和2年度180地点、22,521点
- ◆ **測定計画**: 水濁法第16条、毎年策定
- ◆ **公表**: 令和元年度、県BOD、CODの達成率93%
- ◆ **環境基準**: **健康項目**(有害物質27項目: 重金属、VOC他)
生活環境項目(pH、BOD、COD他)
- ◆ **水域類型の指定**: 環境基本法第16条第2項
42河川、2湖沼、5海域

健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)

◆昭和45年(7項目)

カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀

◆昭和50年(1項目)

PCB

◆平成5年(15項目)

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、
シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

◆平成11年(3項目)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

◆平成21年(1項目)

1,4-ジオキサン

計27項目

生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）

- ◆ pH（水素イオン濃度）
- ◆ BOD（生物化学的酸素要求量） ・ ・ ・ 河川
- ◆ COD（化学的酸素要求量） ・ ・ ・ 湖沼、海域
- ◆ SS（浮遊物質） ・ ・ ・ 河川、湖沼
- ◆ DO（溶存酸素量）
- ◆ 大腸菌群数
- ◆ n - ヘキサン抽出物質（油分等） ・ ・ ・ 海域
- ◆ 全窒素 ・ ・ ・ 湖沼、海域
- ◆ 全燐 ・ ・ ・ 湖沼、海域
- ◆ 全亜鉛（H15 水生生物環境基準）
- ◆ ノニルフェノール（H24 水生生物環境基準）
- ◆ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（H25 水生生物環境基準）
- ◆ 底層溶存酸素量（H28 水生生物環境基準）

計13項目

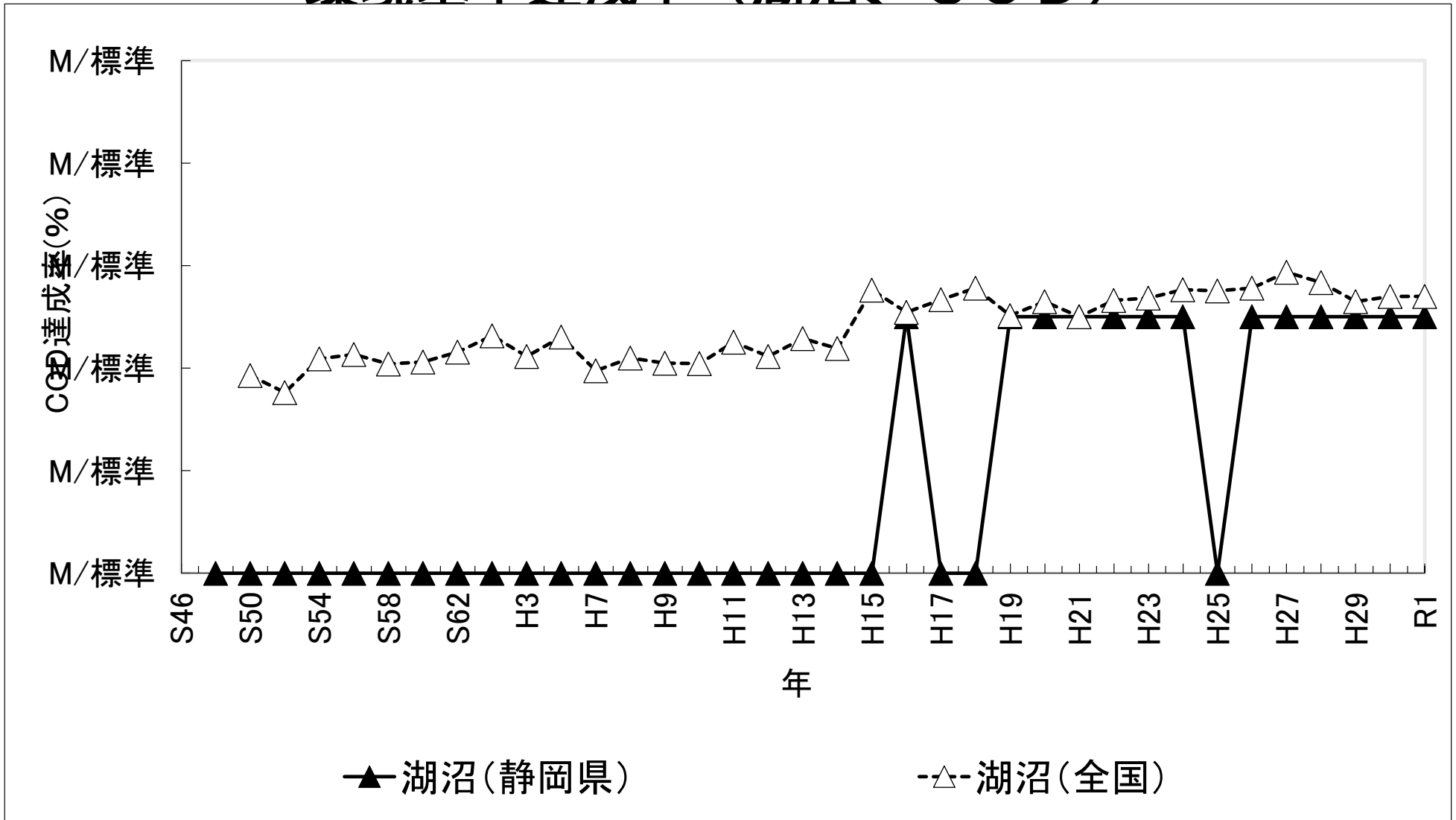


◆底層溶存酸素量の類型及び基準値

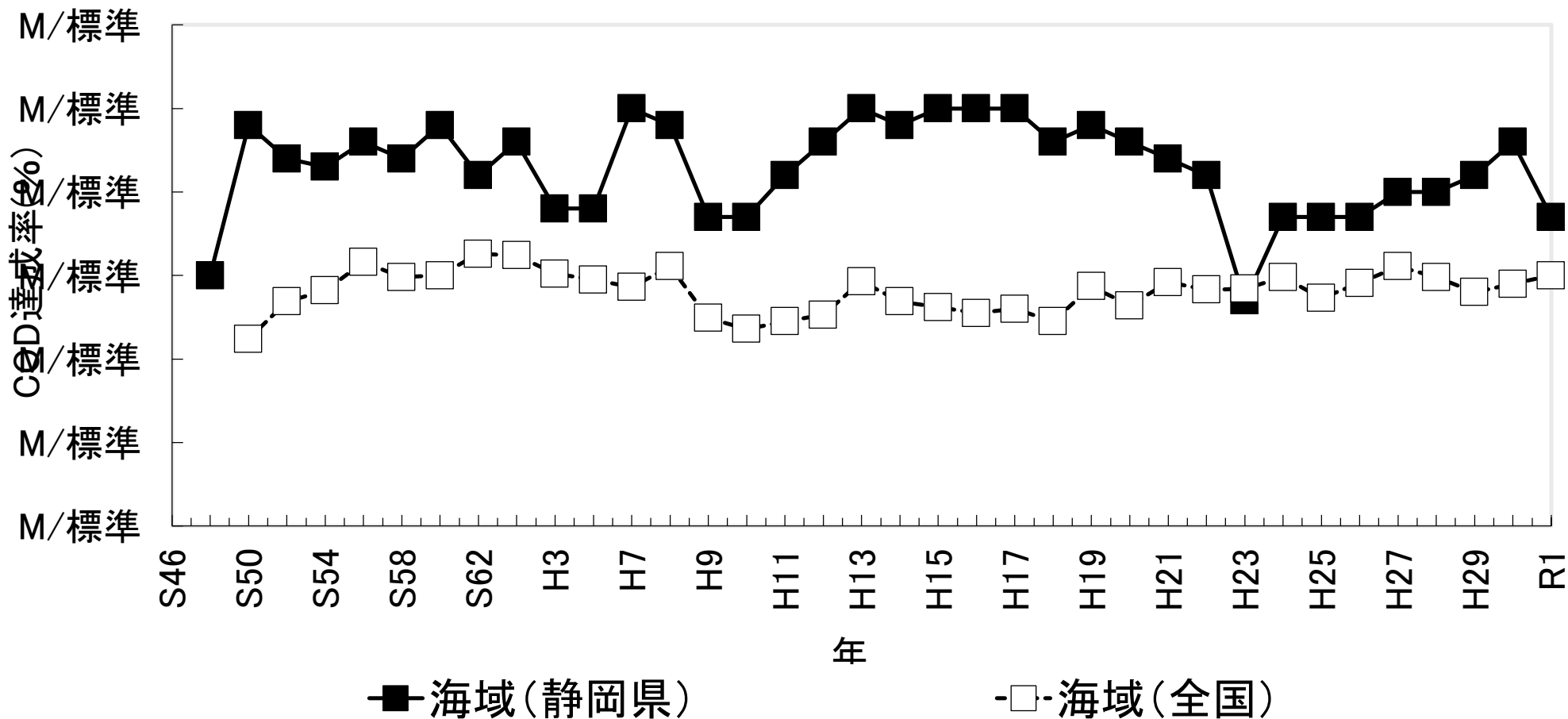
類型	類型あてはめの目的	基準値
生物1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域 ・ 再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域 	4.0mg/L 以上
生物2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 ・ 再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 	3.0mg/L 以上
生物3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域 ・ 再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 	2.0mg/L 以上



環境基準達成率（湖沼、COD）



環境基準達成率（海域、COD）



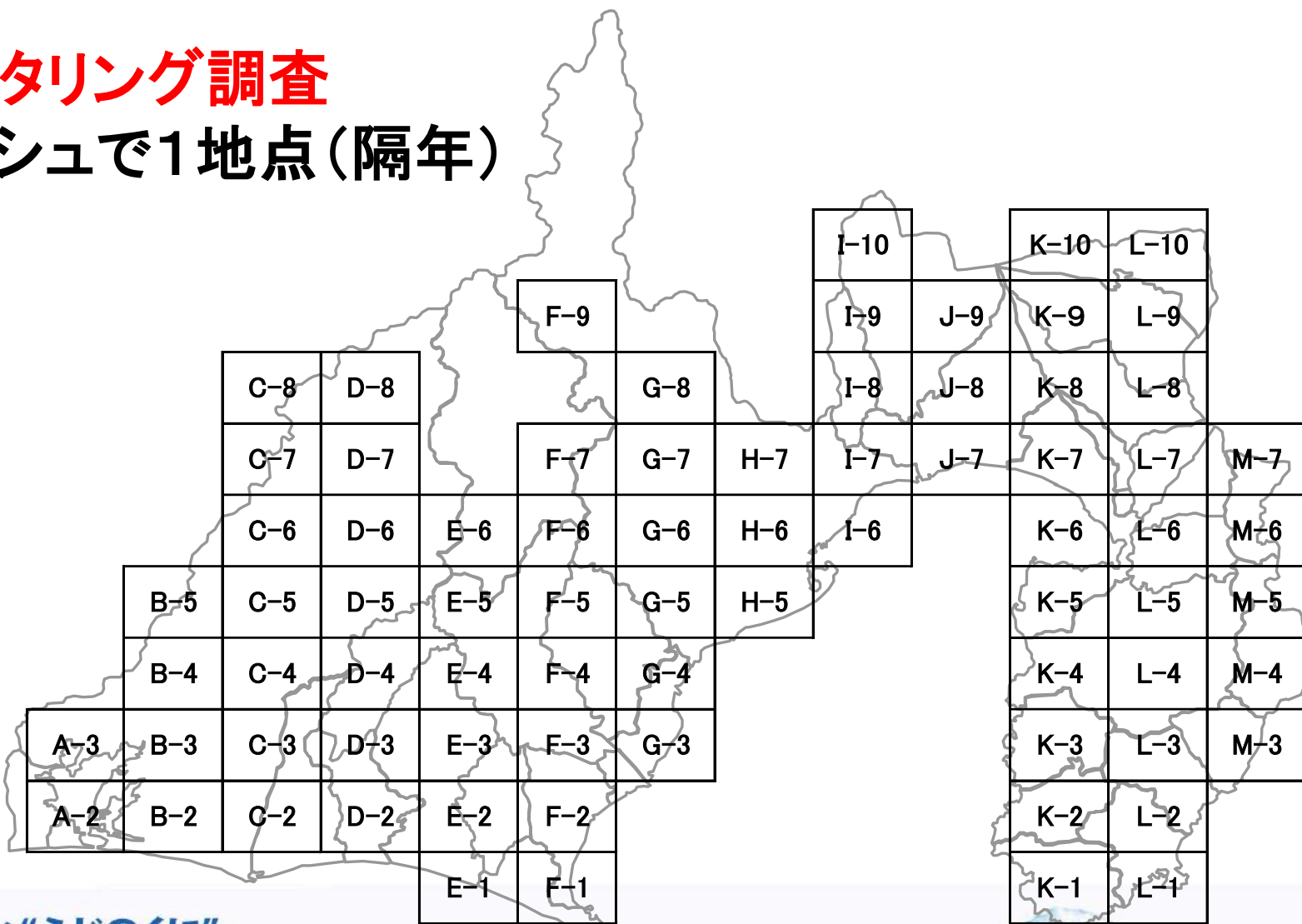
Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)

- ◆ **常時監視**: 水濁法第15条
- ◆ **環境基準**: 環境基本法第16条
地下水環境基準 28項目
- ◆ **環境モニタリング調査**: 10^キメッシュで1地点(隔年)
45地点
- ◆ **定点モニタリング調査**: 35地区125地点
環境基準をクリアして5年間
- ◆ **特定地下浸透水の浸透禁止**: 水濁法第12条の3
- ◆ **地下水の浄化措置命令** : 水濁法第14条の3

II-3 水質の常時監視(地下水)

環境モニタリング調査

10kmメッシュで1地点(隔年)



Ⅱ-3 水質の常時監視(地下水)

令和元年度結果

- ◆環境モニタリング45地点 基準超過あり(2地点 トリクロロエチレン)
(1地点 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)
- ◆定点モニタリング35地区(125地点)中21地区(31地点)基準超過

項 目	地区数	地点数
砒素	5	6
トリクロロエチレン	3	6
テトラクロロエチレン	2	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	11
ふっ素	1	1
クロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン	1	1
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	1	2
四塩化炭素・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	1	2
計	21	31



Ⅱ-4 水質汚濁事故

◆事故時の措置(法第14条の2)

- ① **特定事業場**における事故による**有害物質、生活環境項目**の排出、浸透防止に対する**応急措置と届出**
- ② **指定事業場**における事故による**有害物質、指定物質**の排出、浸透防止に対する**応急措置と届出**
- ③ **貯油施設等**における**施設等の事故**への**措置と届出**
- ④ **応急措置の命令**

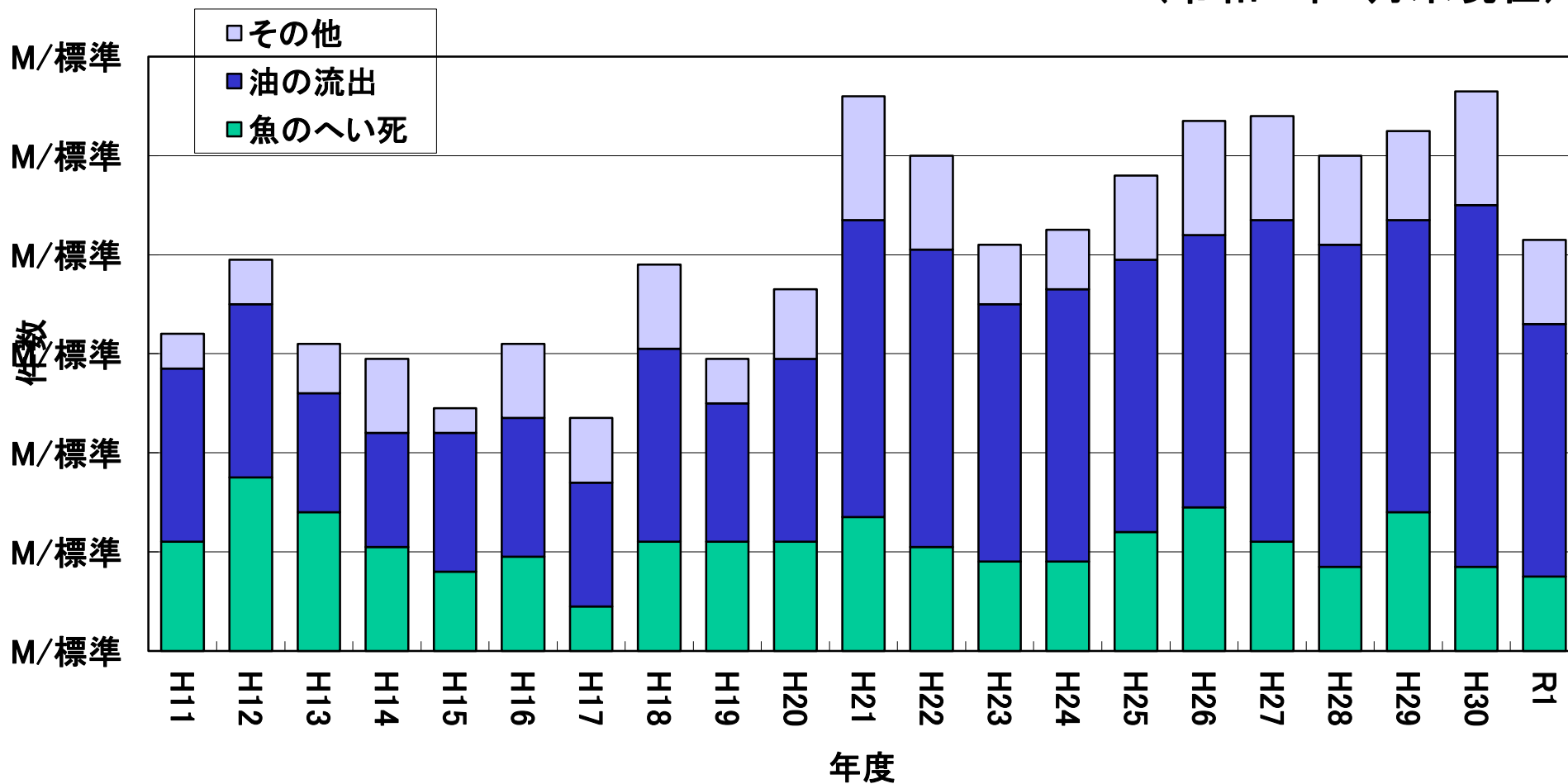
Ⅱ-4 水質汚濁事故

◆本県における水質事故への対応

- ①『水質汚濁に係る事故時の処理要領』に基づき対応
- ②連絡体制フロー
事故発見者⇒市町等⇒県生活環境課、県東部・中部・西部健康福祉センター、県土木事務所⇒関係各課
- ③狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川は国土交通省の水質汚濁連絡協議会等の要領
- ④現地状況把握、汚濁物質・原因者の特定、事業者指導
- ⑤魚類へい死対応マニュアル(当課HP参照)

水質汚濁事故の発生状況

(令和2年3月末現在)



令和元年自然災害による化学物質の流出

事業所の種類	流出化学物質
メッキ工場	シアン化ナトリウム
食品工場	リン化アルミニウム(ボトル)
化学工場	トリクロロエチレン、ジクロロエタン
鉄工所	油
メッキ工場	シアン化ナトリウム

環水大発第 1912181 号

令和元年 12 月 18 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

自然災害による水質汚濁事故時の措置の徹底について

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 14 条の 2 においては、特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等（以下「特定事業場等」という。）における事故時の措置が定められているところであるが、近年、風水害等による特定事業場等からの水質汚濁事故が頻発している。については、同条の規定の運用を改めて徹底し、貴職において、事故の状況及び講じた措置の概要を可能な限り迅速かつ的確に把握されるようお願いする。

また、法第 24 条第 1 項においては、「環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。」とされているが、事故時においては、早急の対応が求められることから、該当する事象が発生した場合には、同項に基づき環境大臣からの求めを待たず、別紙要領に基づき連絡をお願いする。

なお、連絡いただいた情報は、水質汚濁事故による健康被害の防止に関し適切かつ迅速に対応するため、必要に応じ、関係府省庁と共有することを想定しており、事態の状況によっては、事前で了解を得た上で、環境省において公表する場合があります。これをあらかじめ申し添える。また、環境省において、定期的にこれらに係る情報をとりまとめ、貴都道府県・政令市に提供することで、今後の水質汚濁事故の防止の参考にしていただくことを想定している。

水質汚濁事故時における連絡要領

令和元年 12 月
環境省水・大気環境局

1. 目的

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に規定する特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等（以下「特定事業場等」という。）から同法に規定する有害物質、指定物質又は油が流出（地震、風水害、火山活動等の自然災害に起因するものを含む）し、人の健康への被害又は生活環境に係る著しい被害の発生のおそれがある場合を想定し、各都道府県及び水質汚濁防止法政令市から環境省への連絡要領を定め、情報共有と連携を確保することにより、水質汚濁事故発生時における適切な対応に資することを目的とする。

2. 連絡の方法

(1) 連絡対象とする水質汚濁事故

都道府県及び水質汚濁防止法政令市の環境部局は、法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までに掲げる水質汚濁事故（自然災害に起因する特定事業場等における事故を含む。）が発生し、人の健康への被害又は生活環境に係る著しい被害が発生するおそれがある場合には、(2) に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

(2) 連絡内容及び連絡先

都道府県及び水質汚濁防止法政令市の環境部局は、特定事業場等の設置者等から水質汚濁事故に関する情報を得た場合は、速やかに次のとおり環境省へ連絡するものとする。また、その後の経過についても適宜環境省へ情報提供を行うものとする。

1) 連絡内容

- ① 発生（推定）日時及び発生場所（原因特定事業場等の名称及び住所）
- ② 発生した水質汚濁事故の概要（流出した（可能性がある）物質名等を含む）
- ③ 環境部局における対応方針・状況
- ④ 関係自治体・国の関係機関への連絡状況、住民等への周知の状況
- ⑤ 法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までに基づく応急の措置の内容等
- ⑥ 法第 14 条の 2 第 4 項に基づき貴都道府県・政令市から命令した事項及び貴都道府県・政令市から指導した事項

※これらについては、第一報報告時に未定、不明である場合や災害等で現地に近づくことが困難な場合等は、一旦その旨報告していただき、追って報告していただくようお願いする。

2) 連絡先

- 主に公共用水域への流出事故の場合：水環境課
上に地下水への流出事故の場合：土壌環境課地下水・地盤環境室

III 水質汚濁防止法の改正

水質汚濁防止法施行令の改正 ①

水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設第70号の2の
名称が変更

変更前	自動車分解整備業
変更後	自動車特定整備事業

(令和2年1月31日公布、令和2年4月1日施行)

水質汚濁防止法施行令の改正 ②

住宅宿泊事業法（平成30年6月15日施行）

環境省が水質汚濁防止法の特定施設に新たに該当することとなる施設が生ずることが考えられる旨、平成30年1月に自治体宛に通知



旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供するちゅう房施設等を、水濁法第2条第2項の政令で定める特定施設から除外

（令和2年12月19日施行）

IV 土壤汚染対策法

- 1 土壤汚染対策法の概要
- 2 土対法の一部改正第一段階(H30年4月)
- 3 土対法の一部改正第二段階(H31年4月)

IV-1 土壤汚染対策法の概要

＜法の目的＞

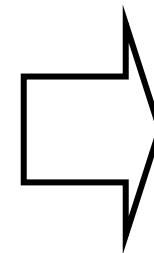
土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする（法第1条）

① 土壌汚染状況調査の契機（義務）

◆有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（**法第3条**）

◆一定規模以上の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（**法第4条**）

◆土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（**法第5条**）



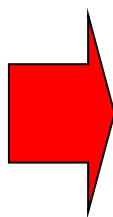
調査



① 土壤汚染状況調査の契機（申請）

◆ 要措置区域等への指定の申請制度（法第14条）

自主調査：公正な調査
（公定法と同等な方法）



指定の申請：
土地所有者等の全員の合意
登記事項証明書等



② 要措置区域等の分類

調査の結果：基準不適合あり

おそれ「あり」

健康被害のおそれが「ある」か「ない」か

おそれ「なし」

◆要措置区域（法第6条）

・特定有害物質の摂取経路があり、人の健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

⇒汚染の除去等の措置を指示（法第7条）

⇒土地の形質変更の原則禁止（法第9条）

◆形質変更時要届出区域（法第11条）

・特定有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

⇒土地の形質を変更するときに届出が必要（法第12条）

③ 搬出土壤の適正処理

◆ 規制対象区域からの土壤の搬出規制

⇒ 搬出に着手する日の14日前までに届出、計画変更・措置命令等

⇒ 汚染土壤の処理は汚染土壤処理業者へ委託義務

◆ 搬出汚染土壤に関する管理票の交付、保存の義務

◆ 搬出汚染土壤の処理業の許可制度

⇒ 汚染土壤処理業の許可

⇒ 許可 全国117施設(R1.12.31時点)、うち県内1施設



(参考) 県内の区域指定の状況

指定種別	県		政令市		計	
	要	形	要	形	要	形
平成22年度末	2	1	1	6	3	7
平成23年度末	0	4	2	5	2	9
平成24年度末	0	4	1	7	1	11
平成25年度末	0	6	2	7	2	13
平成26年度末	0	12	5	11	5	23
平成27年度末	0	8	7	15	7	23
平成28年度末	0	12	10	17	10	29
平成29年度末	3	7	7	16	10	23
平成30年度末	2	8	8	18	10	26
令和2年12月末	1	15	8	23	9	38

要：要措置区域、形：形質変更時要届出区域



IV-2 土対法の一部改正第一段階

(H30年4月施行)

- ・土地の形質変更の法4条届出に併せて土壤汚染状況調査の結果の提出可(調査命令の省略)
(土壤汚染状況調査は土地所有者等の全員の同意が必要)
 - ・区域指定解除された区域の台帳保管
 - ・汚染土壤処理業の譲渡による承継等追加
-ほか

IV-3 土対法の一部改正第二段階

(H31年4月施行)

<背景>

◆土地の汚染状況の把握が不十分

- ・調査が猶予されている土地において、土壌汚染状況の把握が不十分
- ・地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念

◆汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

- ・要措置区域において、適切な措置が計画・実施されていない場合、是正の機会がなく、リスク管理が不十分

IV-3 土対法の一部改正第二段階

① 土壤汚染状況調査の契機の追加

ア 操業中等により土壤汚染状況調査が猶予されている
土地における形質の変更(法第3条第8項)

イ 有害物質使用特定施設の存在する工場又は事業場
の敷地における土地の形質の変更(法第4条第1項)

② 調査対象となる深度の適正化

③ 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出(法第7条)

④ 特定有害物質の追加(令第1条)

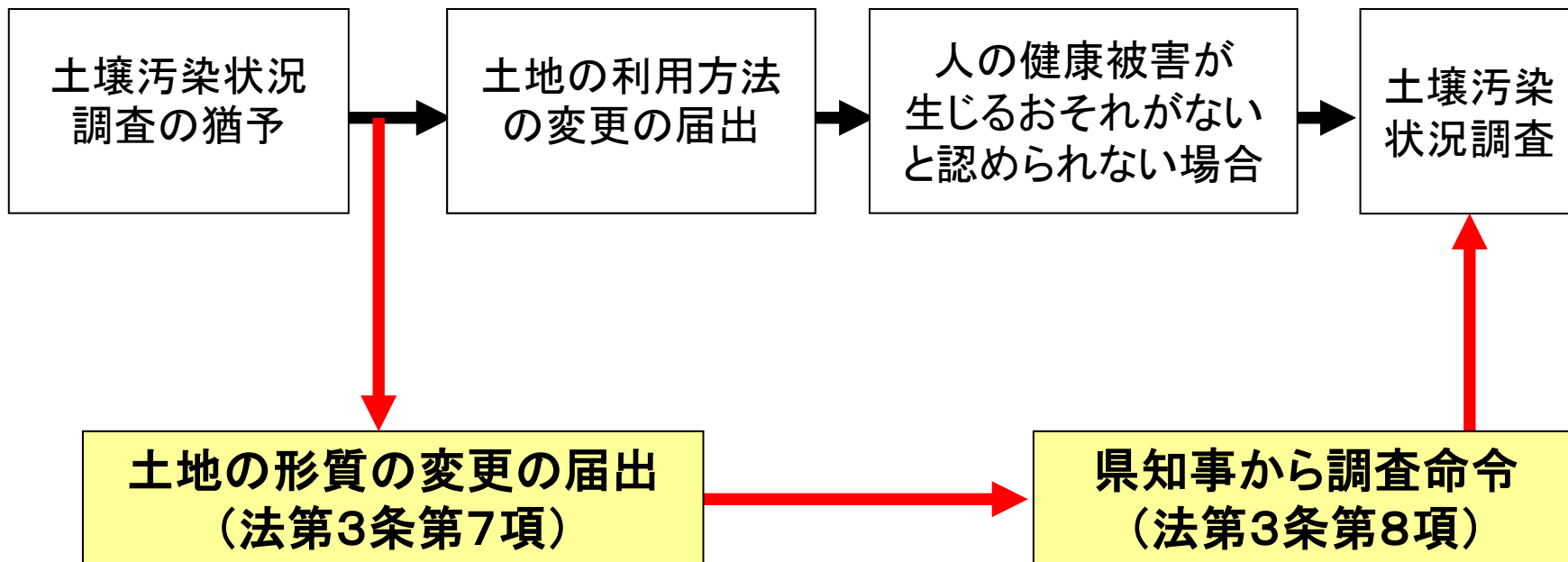
① 土壤汚染状況調査の契機の追加

ア 操業中等により土壤汚染状況調査が猶予されている土地における形質の変更（法第3条第7項、第8項）

- 土地の利用方法の変更がある場合に届出が必要
→人の健康被害のおそれがないと認められない場合猶予取消
- 土地の利用方法の変更がある場合に届出に加え、900㎡以上の土地の形質の変更をする場合届出が必要（法第3条第7項）
→県知事は届出された形質変更を行う土地の調査を命令（法第3条第8項） 【H31年4月追加】

① 土壤汚染状況調査の契機の追加

ア 操業中等により土壤汚染状況調査が猶予されている土地における形質の変更（法第3条第7項、第8項）



**900㎡以上の土地の
形質の変更をする場合
【H31年4月追加】**

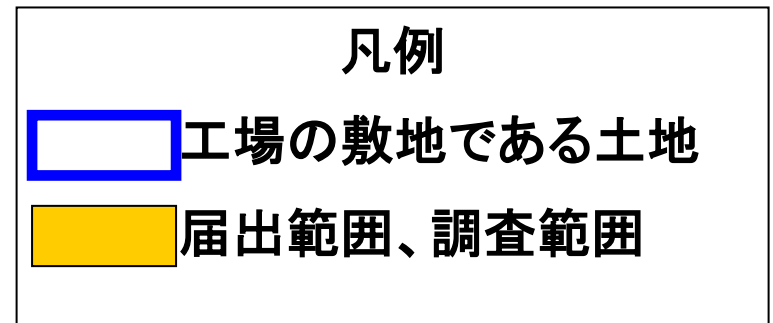
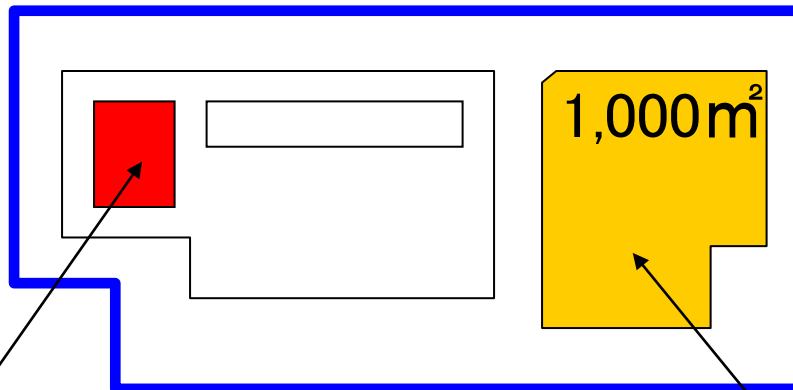
【H31年4月追加】

① 土壤汚染状況調査の契機の追加

イ 有害物質使用特定施設の存在する工場又は事業場の敷地における土地の形質の変更(法第4条第1項)

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、県知事に届け出なければならない
- 有害物質使用特定施設の存在する工場又は事業場の敷地にあつては、900㎡以上とする **【H31年4月追加】**

例)
操業中の
工場

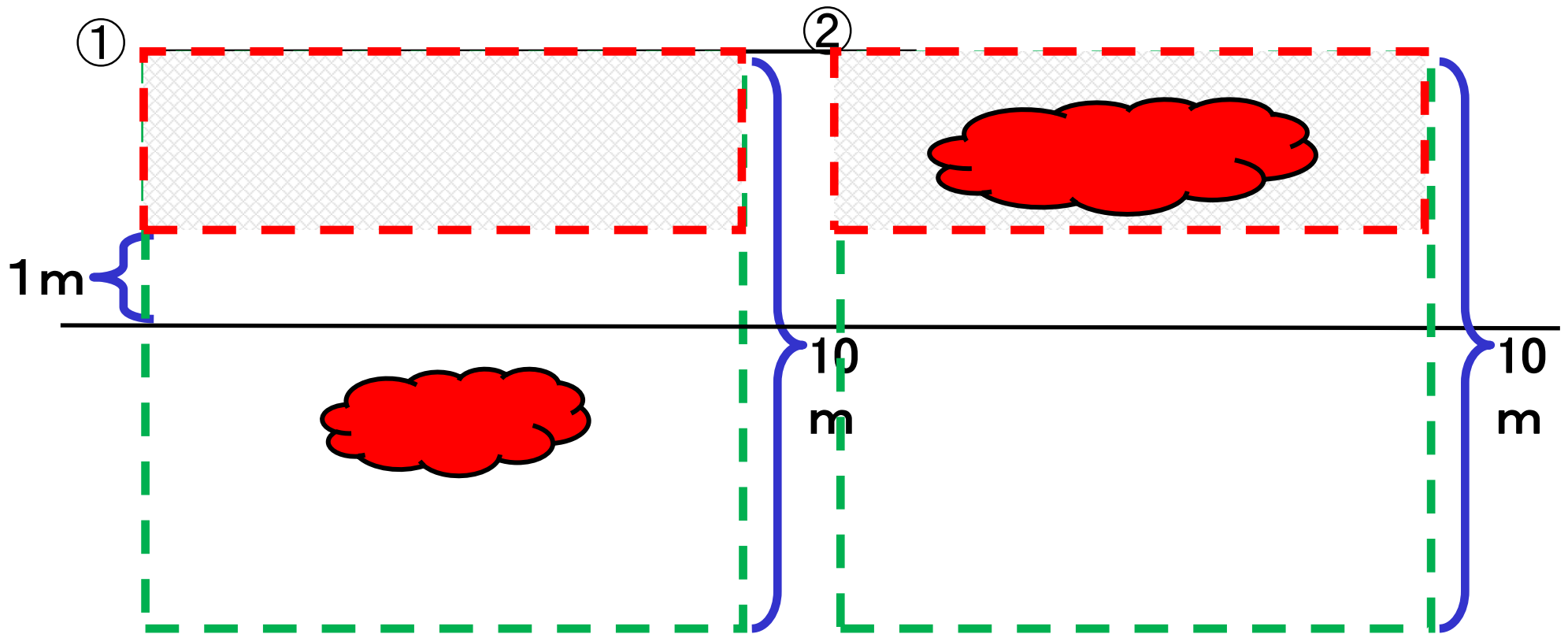


有害物質使用特定施設

ここを掘削して駐車場として利用

② 試料採取等の対象とする深さの限定 (3条8項調査、4条調査)

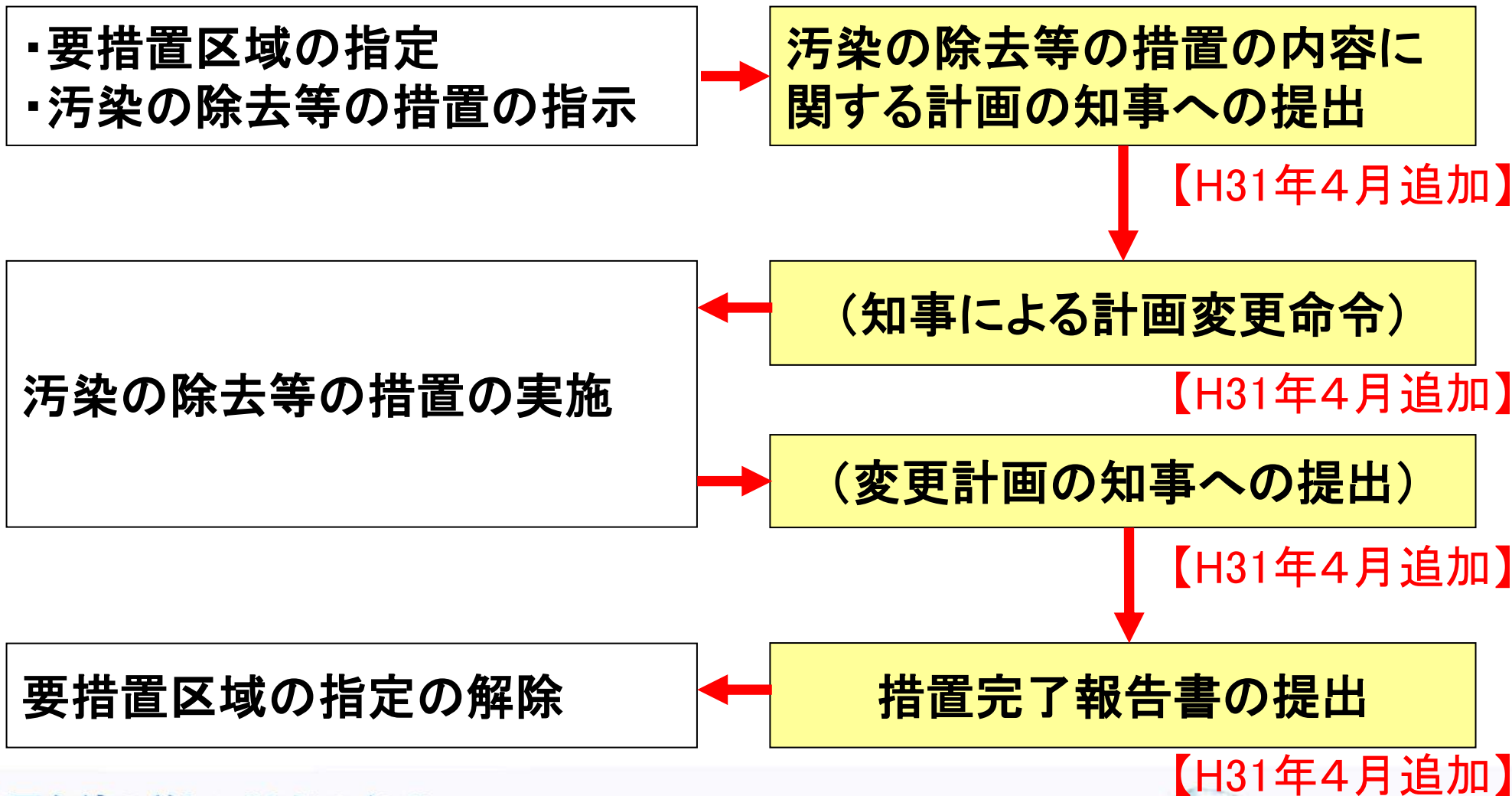
➤ 形質変更の深さ+1mを超える深さは試料採取の対象としないことができる 【H31年4月追加】



③ 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出（法第7条）

- 要措置区域の土地所有者等に対し、県知事への汚染の除去等の措置の内容に関する計画及び変更計画、措置完了報告書の提出を義務付け
（法第7条第1項、第3項、第9項） 【H31年4月追加】
- 計画内容が技術的基準に適合しない場合の知事による計画変更命令を創設
（法第7条第4項） 【H31年4月追加】

③ 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出(法第7条)



土壤汚染対策法まとめ

- 土壤汚染状況調査が必要となる要件が追加されました

→ 法第3条、第4条の届出を忘れずに

公共事業における未届事案の発生

令和2年12月23日(水) 中日新聞 朝刊 県内総合 12面

令和2年12月23日(水) 静岡新聞 朝刊 社会 25面

令和2年12月23日(水) 読売新聞 朝刊 地域 26面

静岡市発注工事 届け出漏れ63件
 土壌汚染対策法違反
 静岡市発注工事、300以上の土地に土壌汚染対策法違反の恐れがあるとして、市は22日、63件の未届出を指摘した。市は、土壌汚染対策法違反の恐れがあるとして、市は22日、63件の未届出を指摘した。

無届け工事発注165件
 土壌汚染対策法違反と「認識不足」
 静岡市は、土壌汚染対策法違反の恐れがあるとして、市は22日、165件の未届出を指摘した。市は、土壌汚染対策法違反の恐れがあるとして、市は22日、165件の未届出を指摘した。

土壌汚染対策義務怠る 県や政令市など 職員認識足りず
 県や政令市など、職員の認識不足が原因で、土壌汚染対策法違反の恐れがあるとして、市は22日、165件の未届出を指摘した。市は、土壌汚染対策法違反の恐れがあるとして、市は22日、165件の未届出を指摘した。

認できているという。沼津市は取材に、「現在調査中」と回答した。(大村ほか) 谷口武、坂本圭佑、佐藤岡平



環境省からの 注意喚起

別紙

水質汚濁事故時における連絡要領

令和元年 12 月
環境省水・大気環境局

1. 目的

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に規定する特定事業場、指定事業場及び貯留事業場等（以下「特定事業場等」という。）から同法に規定する有害物質、指定物質又は油が流出（地震、風水害、火山活動等の自然災害に起因するものを含む）し、人の健康への被害又は生活環境に係る著しい被害の発生のおそれがある場合を想定し、各都道府県及び水質汚濁防止法政令市から環境省への連絡要領を定め、情報共有と連携を確保することにより、水質汚濁事故発生時における適切な対応に資することを目的とする。

2. 連絡の方法

(1) 連絡対象とする水質汚濁事故

都道府県及び水質汚濁防止法政令市の環境部局は、法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までに掲げる水質汚濁事故（自然災害に起因する特定事業場等における事故を含む。）が発生し、人の健康への被害又は生活環境に係る著しい被害が発生するおそれがある場合には、(2) に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

(2) 連絡内容及び連絡先

都道府県及び水質汚濁防止法政令市の環境部局は、特定事業場等の設置者等から水質汚濁事故に関する情報を得た場合は、速やかに次のとおり環境省へ連絡するものとする。また、その後の経過についても適宜環境省へ情報提供を行うものとする。

1) 連絡内容

- ① 発生（推定）日時及び発生場所（原因特定事業場等の名称及び住所）
- ② 発生した水質汚濁事故の概要（流出した（可能性がある）物質名等を含む）
- ③ 環境部局における対応方針・状況
- ④ 関係自治体・国の関係機関への連絡状況、住民等への周知の状況
- ⑤ 法第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までに基づく応急の措置の内容等
- ⑥ 法第 14 条の 2 第 1 項に基づき貴都道府県・政令市から命令した事項及び貴都道府県・政令市から指導した事項

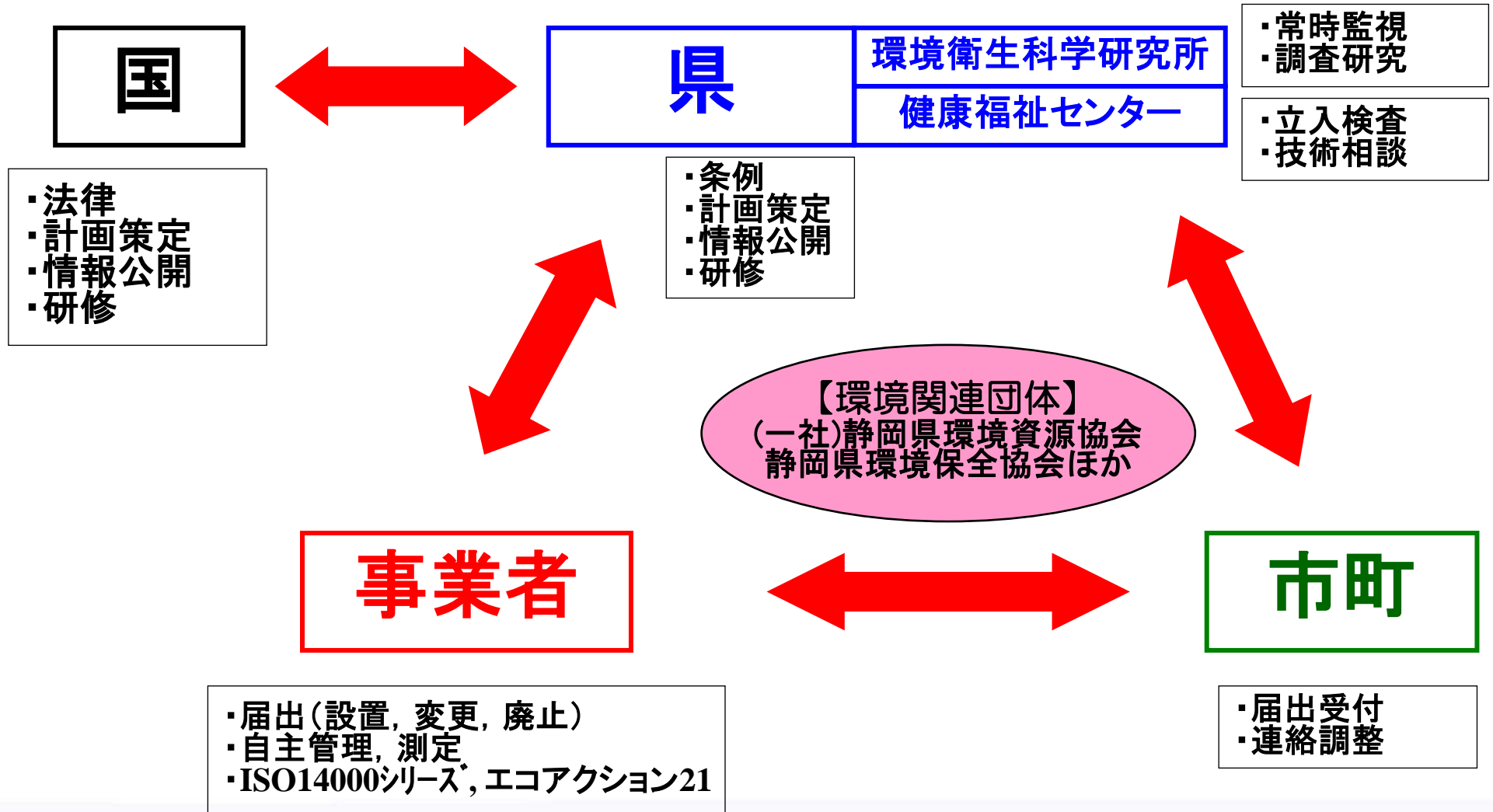
※これらについては、第一報報告時に未定、不明である場合や災害等で現地に近づくことが困難な場合等は、一旦その旨報告していただき、追って報告いただくようお願いする。

2) 連絡先

主に公共用水域への流出事故の場合：水環境課

上に地下水への流出事故の場合：土壌環境課地下水・地盤環境室

V 環境保全行政の体制（各機関の役割）



押印を求める手続の見直し

「押印を求める手続の見直し等のための環境省令の
一部を改正する省令」
(令和2年12月28日公布、施行)

⇒ 水・大気環境行政に係る施行規則の様式で国民
や事業者等に対して押印を求めている手続等の押
印について、押印を廃止

改正対象法令	改正対象条項
水質汚濁防止法施行規則	様式第1、様式第2の2、 様式第5から様式第7まで、 様式第10、様式第10の2
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令	様式第一、様式第二、 様式第四から様式第十一まで
土壌汚染対策法施行規則	様式第一から様式第二十まで、 様式第二十四から様式第二十八まで、様式第三十



水質汚濁防止法、土壤汚染対策法に係る相談・問合せ窓口

◆政令指定都市（静岡市、浜松市）及び特例市（沼津市、富士市）は
該当市の環境保全担当課へ直接連絡してください。

◆上記以外の市町

⇒東部健康福祉センター生活環境課（電話 055-920-2136）

※三島市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、富士宮市、清水町、長泉町、函南町、小山町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町

⇒中部健康福祉センター環境課（電話 054-644-9268）

※焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

⇒西部健康福祉センター環境課（電話 0538-37-2250、2571）

※磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町

⇒県庁生活環境課 大気水質班（電話 054-221-2205、2258）

⇒各市町環境保全担当課

御清聴ありがとうございました

